

○学校法人松山大学障害学生等の支援に関する規程

2015（平成27）年10月6日

制定

（目的）

第1条 この規程は、松山大学、松山大学大学院及び松山短期大学（以下「本学」という。）に在籍する心身等に障害のある学生（以下「障害学生等」という。）が、学生生活をおく際に適切な修学及び学生生活（以下「修学等」という。）支援を受けられる体制作りを推進し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において支援の対象となる障害学生等とは、本学学生で、心身等に障害があるため、修学等に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ本学がその必要性を認めた者をいう。

2 修学等支援の対象は、授業及び本学行事への参加等、教育に関するすべての事項とする。また、本学への入学志願者の支援に関する事項もこれに含む。

（法人の責務）

第3条 学校法人松山大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にある合理的配慮を通して、本学の障害学生等が修学等における不利益を受けないよう配するとともに、障害学生等のための修学等支援方を推進する責務を有する。

（教職員の責務）

第4条 教職員は、障害学生等が修学等における不利益を受けないよう配するとともに、障害学生等のための修学等支援方の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

（支援実施体制）

第5条 障害学生等のための修学等支援方に係る実施計画は、学生支援室運営委員会において審議し策定する。

2 障害学生等への支援実施の決定は、障害学生等支援会議の協議を経て、学生支援室運営委員会が行う。

3 学生支援室は、第1項の実施計画に従って障害学生等のための修学等支援事業の実施を推進する。

4 障害学生等への支援については、学生支援室運営委員会委員長が責任を負うものとする。

5 支援を円滑かつ適切に行うため、学生支援室運営委員会は、関係部署間の調整を行うものとする。

(規程等の整備及び予算上の措置)

第 6 条 学校法人松山大学は、第 1 条の目的を達成し修学等支援を遂行するため、必要な規程等の整備及び予算上の措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第 7 条 修学等支援に関する事務は、学生支援室が行う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学生支援室運営委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2015（平成 27）年 10 月 6 日から施行し、2015（平成 27）年 4 月 1 日から適用する。